

訴訟の主役は領収書

政務活動費は市民の税金です。にもかかわらず、使い道についての説明はまったくありません。かろうじて領収書が公表されているだけです。

市議会のホームページをご覧いただければわかりますが、タクシー代、駐車場代、ガソリン代、新聞代など、膨大な数の領収書が公表されています。でもよく見ると、政務活動のために使ったようには見えないものが多く混じっていることに気が付きます。例えば、深夜の時間帯のタクシー代。こんな時間まで果たして「市政相談」をするだろうか、と誰もが思うはずです。同じ時刻のガソリン代の領収書もあります。2台の自動車を同時に運転できる人はいないはず。ならば、どちらか一方の領収書は議員ではない人が給油したことになります。繁華街の駐車場の領収書も山ほどあります。こうした目で見出すと、領収書の山は「？」の連続になります。

もうひと頑張りすると、別の次元の「？」が見えてきます。例えば、領収書を日付順に並べてみるのです。そうすると、別のページに貼られた領収書が実は同じ時のもので、一人の議員がほぼ同時刻に2カ所で駐車を行ったことになっていることがわかります。ガソリン代でも一日に何度も給油したもの、ハイオクとレギュラーの給油が混ぜこぜになっているものが出てきます。しかも、そうした領収書が1つや2つではなく百件以上も出てくると、「領収書をただ掻き集めただけなのは」という疑念が深まります。

さらに頑張ると、疑念は確信に変わってきます。新聞記事や議員のブログなどを頼りにその日に何があったのか、議員が何をしていたのかを調べて行くのです。そうすると、例えば、サッカーの試合があるたびに試合場のそばで駐車がおこなわれたこと、ダンスの講習会に参加するための駐車であったことが分かります。こうした支出が「政務活動のため」と言えるはずはありません。

今回の訴訟では原告の皆さんが根気よく、領収書にまつわる「？」をあぶりだして下さいました。時間がかかる膨大な作業ですが、調べれば調べるほど政務活動とは無関係の支出であることがわかって来ました。ところが、議員（会派）は訴訟の場でも政務活動費の使い道を説明しようとしませんでした。彼らは、「原告は具体的な用途を全く明らかにしていない」などという答弁を繰り返すばかり。原告には、誰が何のために使ったのかがわからないのですから、「おかしい」としか言えないのは当然です。議員の側はそれを承知で、高を括ったような主張に終始しました。そこには、市民の税金を預かっている、という意識が残念ながらまったく感じられませんでした。

その果てに下されたのが今回の東京地裁の判決でした。裁判官は5000件以上の領収書を丹念に検討し、半分以上の数の支出を違法と判断しました。判決文では、議員の側が政務活動のために使ったことについて何ら具体的な立証をおこなっていない、という指摘が繰り返されました。まっとうな指摘だと思います。税金を使っているのにお金の使い道を説明しようとしないう、説明できない、ということ自体、すでに異常な事態です。議員が政務活動費についての認識を根本的に改め、議会ぐるみで改革に取り組むことが強く求められていると思います。

原告訴訟代理人 弁護士 千葉 恒久